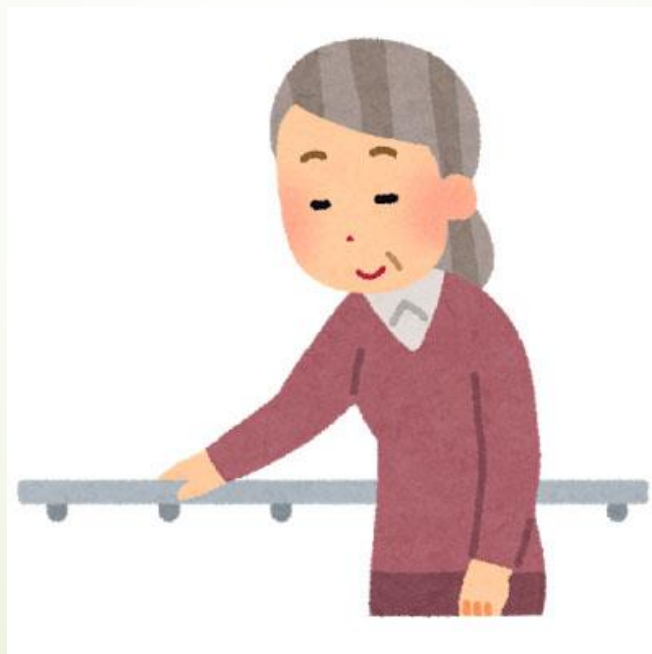


令和6年度 介護保険住宅改修受領委任講習会

介護保険住宅改修

～自立した在宅生活にむけて～



目次

1 介護保険による住宅改修とは (P.3～)

- ・ 介護保険の基本理念
- ・ 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方
- ・ 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類
- ・ 日常生活動作に関わる動線（生活動線）とは
- ・ 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント
- ・ 住宅改修費の算定上の留意事項

2 事前申請の注意点 (P.15～)

- ・ 事前申請の際に気を付けてほしいこと
- ・ 申請において、留意していただきたいこと

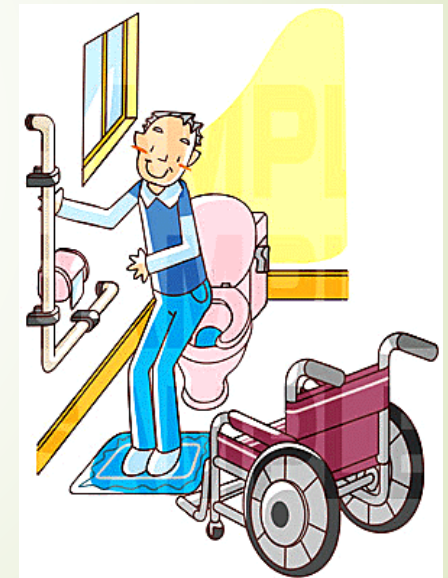
3 申請書類作成上の具体例 (P.18～)

- ・ 見積書、工事費内訳書、諸経費について
- ・ 理由書について－ 1、 2、 3
- ・ 写真について
- ・ 承諾書について
- ・ 領収書について
- ・ 支給可能額算定の例外に係る取り扱いについて

4 住宅改修の内容に関する事例 (P.29～)

- ・ 事例 1 ～ 8

受講完了報告書 (P.36)



1 介護保険による住宅改修とは

・介護保険制度の基本理念

介護保険制度の基本理念は

「介護が必要な状態となっても、その方の環境に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるようになること」

にあります。

**住宅改修に
おいては・・・**

身の回りの動作ができるよう、本人の能力を活かし、**住み慣れた自宅で自立した生活が送れること**、さらには**家族等介護をされる方の負担軽減を図ること**を目的としています。

- ・介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方
在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、
福祉用具導入の際必要となる

- ①手すりの取り付け
 - ②段差の解消
 - ③床材の変更
 - ④扉の取替え
 - ⑤和式便器から洋式便器への取替え
- は介護給付の対象とされています。



一方で…

住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。

「個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事」であることが大前提となります。

「本人が希望しているから」「本人の生活がより充実するように」ではなく、「本人及び介護する家族のために必要な最低限の改修工事」を行ってください。



したがって…

「老朽化に伴う改修」「新築・増築」「日常生活動作に関わらない動線のための工事（ex.仏壇に線香をあげるための仏間への移動や趣味で利用しているアトリエへの移動）」等は介護保険による住宅改修の対象外となります。

・厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（１）手すりの取付け

住宅改修告示第１号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第７項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

（２）段差の解消

住宅改修告示第２号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第８項に掲げる「スロープ」又は購入告示第３項第５号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための 床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

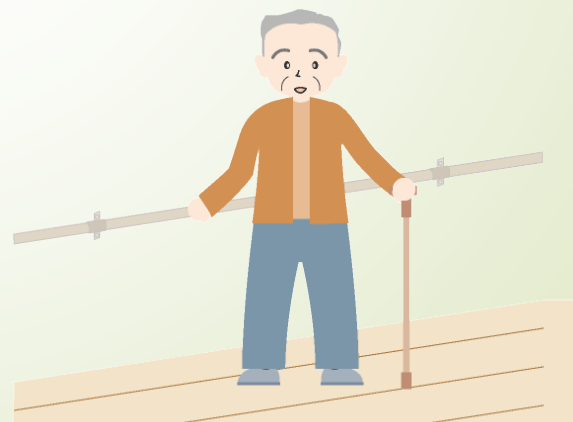
(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。



(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ次のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備

工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床材の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）や

便器の取替えに伴う床材の変更

・日常生活動作に関わる動線（生活動線）とは

家庭内で、日常生活を営むうえでの動線。

居間や台所、浴室やトイレなどの間を移動する線のことをいいます。

また、外出の動作も生活動線となります。

住宅改修ではこれらの動作に関して対象としています。

・住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

①工事の必要性

単なるリフォーム工事ではなく、介護保険制度を利用するためにケアマネジャー、施工事業者それぞれが専門的な観点から、被保険者の身体状況等を勘案し住宅改修の内容を検討します。

★伊賀市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の委任払いに関する要綱

（登録事業者の責務）

第6条 第4条第1項に規定する福祉用具購入費受領委任払取扱事業者名簿及び前条第1項に規定する住宅改修費受領委任払取扱事業者名簿（以下これらの名簿を「取扱事業者名簿」という。）に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、関係法令等を遵守するとともに、その居宅において、居宅要介護被保険者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境又は住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具販売並びに住宅改修を行うよう努めなければならない。

②被保険者への説明

他の介護保険サービスと同様、制度利用にあたりケアマネジャー、施工事業者は十分に利用者に対して説明を行います。被保険者が希望しても、高齢者の自立を支援する観点から必要性が低いもの（今後のさらなる悪化を考慮することも含む）に関しては、現時点では無理に改修する必要性がないことを説明します。

③適正価格

限度額は一律20万円であるため、被保険者の身体状況の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう価格は適正なものとなるよう取り組みます。（極端に高価なものは不可）



・住宅改修費の算定上の留意事項

《設計及び積算の費用》

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算の費用については住宅改修費の支給対象外です。

《新築の場合》

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

※非対象工事を同時に行う場合は、明確に分けて内訳書を作成してください。

対象分と非対象分が一緒にまとめられている内訳書については、原則受付けられません。

按分が容易な場合は、保険者において面積按分に限り行うことはできますが、平面図において必要な面積等が把握できる場合に限りま



《1つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用》

1つの住宅に複数の被保険者が居住する場合には住宅改修の支給限度額は、被保険者ごとに決められるため、被保険者ごとに住宅改修の支給申請を行うことが可能です。

ただし、1つの住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

例：各被保険者が2人いる場合

- ① それぞれの居室の床材の変更を同時に行うときは、各自が自らの居室に係る住宅改修の支給申請を行います。
- ② 共有の居室において床材の変更を行うときは、その改修が必要な方のみが支給申請を行います。



2 事前申請の注意点

・ 事前申請の際に気をつけてほしいこと

～①「理由書」について～

理由書の記載は、被保険者のアセスメントを実施したケアマネジャーが作成するのが原則です。ケアマネジャーに代わり、施工事業者所属の福祉住環境コーディネーター 2 級以上の資格者等が作成することは認めていません。

ただし、被保険者にケアマネジャーがついていない場合は、作成することができます。

～②住宅改修先と内訳書について～

介護保険の住宅改修は、被保険者証に記載の住所地の住宅を対象としています。一時的に身を寄せている住宅で、記載の住所地と違う住宅の改修は認められません。

なお、記載の住所地でも、施設入所中で生活の拠点が施設である場合等に、一時帰宅の際のためだけに行う住宅改修は、住宅改修の対象とはなりません。

また、事前申請の段階で内訳書になかった改修を行った場合や、改修内容を変更した場合は、住宅改修の対象とはなりません。

～③事前申請時に承諾書・同意書が必要となる事例～

- (1) 住宅の所有者が申請者とは異なる場合【承諾書】
- (2) 要介護（要支援）の新規又は区分変更の認定申請中
（更新申請中で新たな有効期間に対する結果が出ていない
場合も含む）に住宅改修を行う場合【同意書】
- (3) 病院や施設入所中に住宅改修の申請を行う場合【同意書】

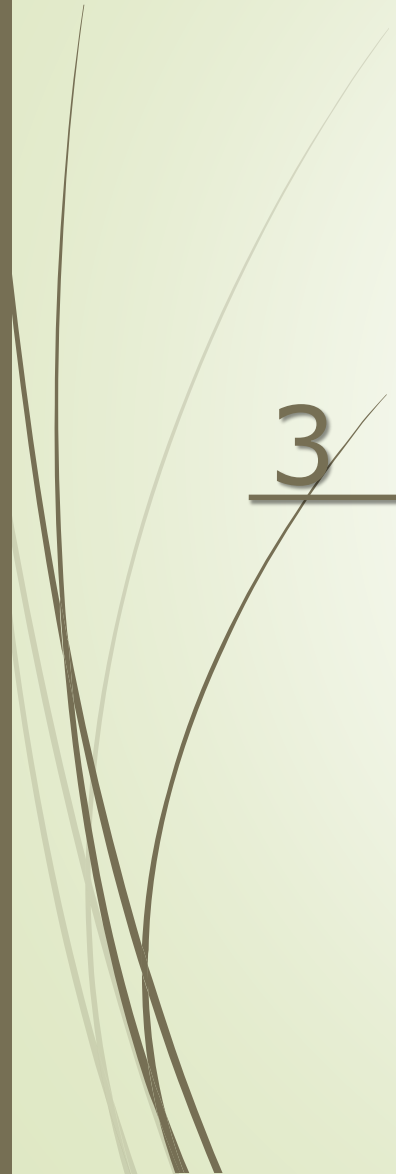
※（２）（３）の事例では、場合によっては工事費全額が
自己負担になることがあります。

・申請において、留意していただきたいこと

介護保険による住宅改修の審査の一番の着眼点は、「理由書
との整合性」です。書類を整える際は、この点に特にご留意
ください。

また、審査に対応するため「誰が見てもわかりやすい内容
に書類を作成し整えておく 必要があります。

改修箇所が多い場合、理由書・平面図・写真・工事費内訳書
に共通の番号を必ず振ってください。



3 申請書類作成上の具体例

①見積書、工事費内訳書、諸経費について

- ・見積書の宛名は、被保険者本人のフルネームを記載してください。
- ・改修の種類や箇所ごとに、商品部材名・部材単価・数量・取付施工費を詳細に記載してください。
「〇〇工事一式 〇〇円」は不可です。
- ・諸経費の範囲は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになりますが、次の諸経費は被保険者の自己負担となります。

(被保険者の自己負担)

申請代行手数料・写真現像料
図面作成料（申請の為のもの）
工事作業員の損害保険料等

②理由書について－ 1 （手すり）

- ・ 具体的な困難な状況は本人の身体状況等を含めて、具体的に困難な状況がわかるように記載してください。

【例】 △ 敷居の近くに手すりがなく困っている。



- ◎ 麻痺により踏ん張りがきかないため、敷居をまたぐ際にふらつき転倒の恐れがある。

- ・ 改修目的、期待効果の欄は具体的に記載してください。

【例】 △ 手すりを設置することで、安全に移動できる。



- ◎ 浴槽脇に縦手すりを 1 本設置することで、浴槽をまたぐ際のふらつきや転倒リスクが軽減され、安全に浴槽の出入りができる。

「どこに何をするか、その結果どのような効果が期待されるか」を具体的に記載していただくことで、改修の妥当性や改修後の状態、また、図面・写真・工事費内訳書との整合性を確認することができます。

②理由書について－ 2 （手すり）

- ・ 手すりの取り付けは、どこからどこまでの移動経路への取り付けか確認できるように、動線の始点・終点を記載してください。

ex.「寝室からトイレまで」等。

なお、生活動線である必要があります。

- ・ 既存の手すり（レンタル含む）がある場合、なぜ新たに手すりをつけなければならないのか説明してください。
（老朽化に伴う付け替えは対象外です。）
- ・ 手すりを両側につける場合や特殊形状の手すりをつける場合、それが必要である理由を具体的に説明してください。
- ・ 要介護４・５の方が手すりを設置する場合は、歩行可能な状態かどうか、どうして歩行可能になったのか（ex.リハビリの効果等）を記載してください。

②理由書について－ 3

- ・ 玄関と勝手口、縁側など、外出のための経路が複数の場合、なぜその経路を利用するのか、その経路は生活動線なのか、具体的に記載してください。
- ・ 「老朽化に伴う改修」「新築・増築」「日常生活動作に関わらない動線（ex.リハビリのためや、今後必要になるであろう。）のための工事」などは介護保険による住宅改修の対象外となります。

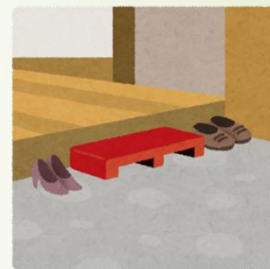
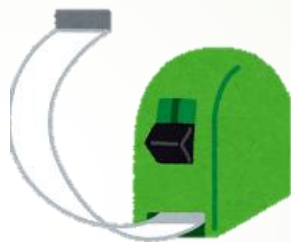


③写真について

- ・ 周辺の状況がわかるように改修箇所全体が写った写真を添付してください。
- ・ 長い手すり等、1枚の写真に収まりきらない場合は、複数枚撮影して添付してください。
- ・ 撮影日を必ず入れてください。欄外記載は不可です。
- ・ 改修前と改修後の写真は、同じ撮影方向にしてください。
- ・ 手すりやスロープの設置等の場合の事前写真は、完成イメージがわかるように写真の上に記入してください。
- ・ 手すりは、取付け部分がきちんと確認できるようにカーテン、タオル、カレンダー等で隠れないように撮影してください。
- ・ 床材変更の事前写真は床の上に敷いてあるものをよけた状態の、床がすべて見える写真を添付してください。



- ・扉改修は、扉の全景と、開いた状態・閉じた状態両方の写真を添付してください。（半開きでも可）
- ・段差解消は、段差部分にメジャー等をあて、改修前後でどの程度解消されるか確認できる写真を添付してください。
- ・段差解消する箇所の幅が広い場合は、箇所全体の写真と、アングルに注意した段差部分が見える写真（メジャー等をあてたアップの写真）の両方を添付してください。



- ・踏み台を設置したときは、改修後の写真として固定部分が分かるものを添付してください。
- ・「トイレ入り口」や「浴槽入り口」等の手すり取り付けや段差解消の場合は、扉を開けてそこがどこであるか、また段差がわかるように撮影した写真を添付してください。

- ・理由書との整合性をとってください。
例）段差昇降の際、手すりが必要な場合は
その段差が見える写真を添付してください。



④平面図について

- ・ 屋内工事の場合、たとえトイレや玄関の一部分の住宅改修であっても生活動線がわかるように住宅全体の平面図を作成してください。（簡易なもので構いませんが、廊下・扉等はなるべく省略しないでください）
- ・ 屋外工事の場合、住宅や私有地、公地の境界がわかるように作成してください。
- ・ 理由書に記載した動線の説明の裏付けとなるよう、単に「和室」「洋室」等と記載せず「居室」「寝室」等、部屋の用途を記載してください。
- ・ 改修後の状態がわかるよう、できるだけ朱線等で改修内容を図示し改修箇所が多い場合は理由書・写真と共通の番号をふってください。
- ・ レイアウトの変更を伴う場合、改修前の状態と改修後の予定の状態がわかる図面を添付してください。



⑤承諾書について

- ・ 1 工事につき 1 枚必要です。以前に同住所・同対象者で工事をしていても、新たに工事を行う場合は新たに承諾書をとっていただく必要があります。
- ・ 共有名義の場合、所有者全員の承諾が必要です。（夫婦で所有していて、夫の工事を行う場合は妻からの承諾書が必要です。）
- ・ 1 つの住宅に複数の被保険者がいる場合、それぞれの分として複数の工事を行う場合は、それぞれに承諾書が必要です。（同一日に申請でも、片方コピー等は不可）

⑥領収証について

- ・ 領収証の宛名は、被保険者本人のフルネームを記載してください。（生活保護受給者は生活支援課として下さい）
- ・ 介護保険対象外の工事費用を含め領収証を発行する場合は、領収証の但し書きに介護保険対象分の金額を記載してください。
例）介護保険対象〇割分〇〇円、介護保険対象外〇〇円。
- ・ 受領委任払いを利用する方の領収証には、被保険者の自己負担分を記載することになりますが、計算上1円未満の端数がある場合は、被保険者が負担することになりますので、記載の際にご留意ください。

【例：1割負担の場合】

工事費用10,004円の場合

保険者負担分： $10,004 \times 0.9$ （9割） = **9,003.6 円**
⇒ 9,003円（1円未満切り捨て）

自己負担額： $10,004 - 9,003 =$ **1,001円**

- ・被保険者の負担割合について

一定額の所得以上の被保険者は2割、3割負担となっています。

要介護（要支援）認定を持つ被保険者は「介護保険負担割合証」を持っています。必ずご確認ください。

例）20万円の工事費なら・・・

2割負担の場合、4万円が被保険者負担16万円が保険給付です。

3割負担の場合、6万円が被保険者負担14万円が保険給付です。

⑦支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

- ・初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、介護の必要の程度が3段階以上上がった場合（3段階リセットの例外）
※具体例は参考資料支給限度額をご参照ください

◎要介護区分の段階		◎要介護区分の3段階以上上がる例	
要介護区分	段 階	初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援1	第一段階		
要支援2	第二段階	要支援1（第一段階）	要介護3（第四段階）
要介護1			要介護4（第五段階）
要介護2	第三段階		要介護5（第六段階）
要介護3	第四段階	要支援2（第二段階）要 介護1（第二段階）	要介護4（第五段階）
要介護4	第五段階		要介護5（第六段階）
要介護5	第六段階	要介護2（第三段階）	要介護5（第六段階）

- ・転居した場合（転居前の住宅に再び転居した場合は除く）

4. 住宅改修の内容に関する事例

《事例 1 手すり》

Q. 2階にある寝室に移動するために、階段に手すりを取り付けたいが認められるのか？

A. 1階に寝室を移す事が可能かどうかをまず検討してください。
2階にしか寝室を設けることのできない特別な事情がない限り、手すりを取り付けることはできません。

《事例 2 手すり》

Q. リハビリのため廊下に手すりを取付けたいが認められるのか？

A. リハビリを目的に手すりの取付けを行うことは出来ません。
また、日頃使用する頻度の少ない場所において手すりの取付けを行うことは財産形成とみなされ、これも認められません。

(段差の解消についても同じことが言えます)

《事例3 段差の解消》

Q. 居室、居間、台所、トイレ、浴室などすべての入口に敷居の段差がある。その段差を改修するために、廊下全てを嵩上げて段差を解消してよいか？

A. 段差の解消は、敷居の撤去、スロープ設置が一般的に想定されます。また、トイレや浴室のように狭い部屋では嵩上げといった施工方法も考えられますが広い面積を嵩上げする場合は、過剰工事になる可能性があります。被保険者保護の観点からも、他の施工方法も比較検討した結果、最終的に嵩上げを選択することになった明確な理由がなければ認められません。また、その経緯については必ず理由書に明記してください。



《事例 4 段差の解消》

Q. ガレージから室内に移動する際に、段差の解消で踏み台を設置したい。その場合、運転席からでも助手席からでも移動しやすいようにガレージ全体の段差をカバーできる長い踏み台を付けたい。

A. 住宅改修は、全ての動線での移動を可能にすることを目的には行われておりません。したがって、このケースでは運転席側か、助手席側どちらかの移動に限定して、必要な幅の踏み台の設置工事を行います。

《事例 5 床材の変更》

Q. たたみの居室にベッドを置くために、床材の変更でフローリングに改修を行いたい。

A. 床材の変更は、以下の2点が目的です。

・滑りの防止 ・移動の円滑化

したがって、ベッドを置くことを目的にした床材の変更は認められません。



《事例 6 床材の変更》

Q. 車椅子での移動において、円滑化を目的に門までの通路全体の舗装を行うことは可能か？

A. 車椅子での移動時における移動の円滑化のため舗装を行う場合、基本的に車椅子の幅にあたる部分（約 1 m まで）のみが対象となります。なお、コンクリートでの舗装が基本です。



それ以上の幅も改修する必要がある場合

- ・ 通路の途中に郵便受けが設置されており通路上にはみ出ている。
- ・ 体格の大きな方で、特別な車椅子を利用している。
- ・ 進路変更の際に、介助者が移動するスペースを取ることができない。

などの場合、理由書に具体的な理由を記載していただく必要があります。素材についても、御影石を敷き詰めるなど、見た目を意識するような舗装は認められません。

《事例 7 扉の取り替え》

Q. 扉の変更を行う場合、

- ①車椅子が通れるように間口を広げる。
 - ②ドアノブを回転式からレバー式にする。
- のは住宅改修に当たるのか？



A. ①について、間口の拡張は住宅改修の項目にないため不可。
②については可能。

《事例 8 和式便器から洋式便器への取り替え》

Q. 離れに住んでいるが、離れにはトイレがないため母屋にある和式トイレを使用している。住宅改修で離れにトイレを作ること出来るか？

A. 離れにトイレを作るとはトイレの新設に該当するため、対象にはなりません。



ありがとうございました。

期日までに伊賀市役所介護高齢福祉課に
受講報告をしてください。

※ロゴフォームでの報告が困難な場合は、
次項内容を確認の上、窓口又は郵送で受
講報告してください。



講習を受けての設問

①介護保険制度の基本理念と住宅改修制度の目的は何か。

②2階にある寝室に移動するために、階段に手すりを取り付けたいが認められるのか？

(○×で回答)

③車椅子での移動において、円滑化を目的に門までの通路全体の舗装を行うことは可能か？

(○×で回答)

④工事費見積書は「○○工事一式 ○○円」という表記で提出できるのか。

(○×で回答)

⑤全体の感想（100文字以上）

受講完了報告書

このたび、令和6年度介護保険住宅改修受領委任払講習の受講を終了しましたので、下記のとおり報告します。

ふりがな			
事業所名			
住所 電話番号	〒 ー		
受講者名			
設問①の回答			
設問②の回答		設問③の回答	
設問④の回答			
全体の感想			

※窓口または郵送にてご提出ください。